

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	身体障害者手帳の交付				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	身体障害者福祉法第15条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障害者福祉法で定められた障害の認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障害者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置等を受けるために必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 平成19年6月1日現在数：6,587人（18歳未満含） 肢体不自由：3,572人、内部障がい：1,959人、聴覚・言語機能障がい：552人、視覚障がい：504人、				
内容	<p>〔身体障害者手帳区分〕（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3～4級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓若しくは呼吸器、又はぼうこう直腸、若しくは小腸、若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）</p> <p>〔手帳取得目的〕 ・手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。</p> <p>〔手帳交付事務の流れ〕 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する）。 ・昭和24年公布され、施行は昭和25年4月1日 ・昭和59年「ぼうこう又は直腸機能障がい」が追加され、昭和61年「小腸の機能障がい」が追加された。 ・平成10年1月「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加された。 ・平成14年4月障害再認定制度が実施された。（1年・3年・5年：見直し期間） 				
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額						
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					6,464	5,551	
	【事務分担当】（%）					75	65	
	合計（+）	0	0	0	0	6,464	5,551	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	6,464	5,551	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付件数	639	669	570	794	701	798	172
	年度末手帳所持者数	5,273	5,454	5,754	6,035	6,197	6,587	6,587 (19.6.1)

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	認定者数	794	701	798	172		平成19年度は6月1日現在
	手帳所持者数	6,035	6,197	6,514	6,587		平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医師が指定医の認定申請をしていただくと、区民が利用しやすい。 ・近年、障がい者の高齢化、重度化しており、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	愛の手帳交付に関する事務				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	42 年度	根拠	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156号）	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種制度・援護措置を受けるために、愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 平成19年6月1日現在：857人（18歳未満含） 1度：37人 2度：221人 3度：237人 4度：362人				
内容	<p>〔手帳区分〕（知的障がいの程度によって、1～4度まで定められている） ・区分は、1度：最重度、2度：重度、3度：中度、4度：軽度となっている。</p> <p>〔手帳取得目的〕 ・手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>〔手帳交付事務の流れ〕 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。（18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年 4月 東京都は「愛の手帳」の交付を開始した。 ・昭和48年10月 国は「療育手帳」の交付を開始した。 				
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費						2,155	4,270	
【事務分担量】（%）						25	50	
合計（+）		0	0	0	0	2,155	4,270	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	2,155	4,270	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付件数	68	62	51	70	77	84	37
	年度末手帳所持者数	702	741	759	786	817	812	857
								(19.6.1)

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	交付件数	70	77	26	37		平成19年度は6月1日現在
	手帳所持者数	788	817	824	857		平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛の手帳」取得のための予約が取れにくく、東京都と検討中である。 ・重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	山根昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	精神障害者保健福祉手帳の交付				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がい者の状態にあること証することにより手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	精神疾患を有する者のうち、精神障がい（知的障がいを除く）のため、長期にわたり日常生活又は社会復帰に制約がある者。区内の推定障がい者数は 3,064人。自立支援医療制度申請者数は 2,496人。現在の手帳所持者数は 824人（うち、1級146人、2級442人、3級236人）。				
内容	主な優遇措置・・・所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置 1 申請受付及び交付（経由事務） 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載。 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付。 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す。 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する。 3 承認期間は2年で、更新可。				
経過	平成7年10月	保健所で精神障害者保健福祉手帳交付事業開始			
	平成12年4月	保健所より障害者福祉課に事務移管			
	平成18年10月	申請書類に顔写真の提出が義務付けられる			
必要性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 経由事務のため、予算措置なし。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					1,815	4,183	
	【事務分担量】（%）					50%	135%	
	合計（+）	0	0	0	0	1,815	4,183	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
	一般財源	0	0	0	0	1,815	4,183	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	手帳交付数					365	347	
	手帳所持者数 4月1日現在					716	824	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	交付者数	545	365	347	400	-	精神保健福祉手帳の交付者数
	所持者数（4月1日現在）	668	716	824	800	-	精神保健福祉手帳の所持者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	精神障害者保健福祉手帳でのサービスは、他の障がい者の施策と比較すると依然不十分である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他障がいのサービス内容にそえる。	不公平感を取り除きノーマライゼーションに寄与

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立支援医療(精神通院)制度等	部課名	障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	山根昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	自立支援医療制度(精神通院)等				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	自立支援法52条, 53条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	<p>自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、所得に応じた費用を保険者と公費で負担する。 (区国保医療費助成、都医療費助成)</p> <p>小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。</p>				
対象者等	<p>1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者</p> <p>2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)</p>				
内容	<p>自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成が都医療費助成の適用で個人負担はなし。</p> <p>1 申請から承認の流れ 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証(低所得者用)を作成。</p> <p>2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。</p> <p>3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。</p>				
経過	<p>12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から障害者福祉課に事務移管。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。</p> <p>12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く)</p> <p>15年4月 国民健康保険加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更</p> <p>18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。</p>				
必要性	<p>精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。</p>				
実施方法	<p>(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>経由事務のため、予算措置無し。通院医療費助成及び小児精神について東京都からの受理事務交付金あり。 17年度都交付金 1件231円×174件=40,194円</p>				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額(19年度は見込み)							
	人件費					1,901	4,183	
	【事務分担量】(%)					51%	135%	
	合計(+)	0	0	0	0	1,901	4,183	0
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	1,901	4,183	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	自立支援医療(精神通院)受理					1,672	2,496	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	<p>1 自立支援医療の施行により自己負担が10%となったため、患者の負担が増えた。</p> <p>2 有効期間が2年から1年となり、医療機関等変更届を含めて手続きが頻繁となり、患者の精神的負担が大きくなるとともに、患者や関係機関からの問い合わせ等が増えた。</p> <p>3 精神保健福祉法32条の時に医療機関経由の申請であった者（約半数）が、代行不可・すべて個人申請となったため、窓口が煩雑となった。</p>
施の状況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、他の方法で証明できる方法を検討。	申請者の経済負担の緩和。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田志鶴代	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成19年6月末日現在認定者数1509名（65歳以上676名）				
内容	<p>国指定：46疾病、都指定：28疾病 合計：74疾病</p> <p>〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）～ G（所得税額140,001円以上）7段階 重症者の場合、負担軽減あり</p> <p>〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受取り、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。</p> <p>平成10年 5月 自己負担を導入。</p> <p>平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。</p> <p>平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人）</p> <p>平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。</p> <p>平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定する。</p> <p>平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。</p> <p>平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。</p> <p>平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。</p> <p>平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成18年度都交付金 1件231円×1,664件=384,384円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費					7,757	7,757		
【事務分担量】（%）					90	90		
合計（+）	0	0	0	0	7,757	7,757	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）				386	299	384	400	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	-386	7,458	7,373	-400	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	難病認定者数				1,441	1,432	1,491	1,500
	受理件数				1,672	1,615	1,637	1,600

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	認定者数	1,441	1,432	1,491	1,509	-	平成19年度は6月末日現在
	受案件数	1,627	1,615	1,637	63	-	平成19年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券の発行事務等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	原子 明美	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	都営交通無料乗車券の発行事務等				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	1 都営交通無料乗車券・民営バス運賃割引証：都内の身体障害者及び愛の手帳所持者 2 有料道路通行料金割引：身体障害者手帳所持者で自ら運転する場合 重度身体障がい者又は知的障がい者が同乗し介護者が運転する場合				
内容	1 都営交通無料乗車券の発行：障害者福祉課窓口で、身体障害者手帳又は愛の手帳を持参。申請手続きをし、乗車券を交付する。（有効期間3年） ・都営地下鉄、都電、都バスの全区間で使用可。 *1種の者は介護人1人に限り半額。（手帳提示する必要あり） ・精神障害者保健福祉手帳所持者は、各定期券売り場等に手数料1,000円を添えて申請する。（有効期間2年） 2 民営バス運賃割引証交付：身体しょうがい者及びその介護者が民営バスに同乗する場合、割引証を提示し割引を受ける。（身体しょうがい者が単独で乗車する場合は手帳の提示で半額割引を受ける。） 3 有料道路通行料金割引の証明 障害者福祉課窓口で身体障害者手帳又は愛の手帳に車検証、免許証等の必要書類を添えて申請。手帳に証明印を押し、利用時に提示する。ETC利用者はETCレーンを通行する。全有料道路5割引き。				
経過	・平成12年10月13日から精神保健福祉手帳所持者に乗車券発行。（発行窓口は都営交通の定期券販売所）*有効期間 発行の日から2年間 ・平成15年12月1日より、有料道路通行割引事業の割引券を廃止し、手帳の証明印を提示するだけで通行割引が受けられるようになった。また、ETCカード利用が可能となった。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・無料乗車券は、3年毎に更新。時期は9月30日。 ・新規対象者は、その都度交付している。 ・平成18年度の対象者から磁気カードに変わったため、顔写真は不要となる。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					431	854	
	【事務分担当】（%）					5	10	
	合計（+）	0	0	0	0	431	854	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）						77		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	431	777	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	無料乗車券交付件数			1,522	1,550	1,313	1,696	
	有料道路割引取扱件数	1,447	1,365	830	522	622	478	
	13・14年度の有料道路割引は冊数（1冊60枚）							

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	無料乗車券交付数	1,550	1,313	1,696	41		19年度は6月1日現在数
	有料道路割引取扱件数	522	622	478	39		19年度は6月1日現在数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	家賃助成事業（障がい者）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美																											
		担当者名	八柳卓史	内線	2682																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者福祉課家賃助成等助成事業費（15-54-50-01）																															
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																												
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区障害者世帯住宅あっせん及び家賃助成事業実施要綱及び同要領																												
終期設定	有 無	18 年度	法令等																													
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																											
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																														
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																														
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																														
目的	取り壊しに伴う立ち退きにより重度障がい者が転居を余儀なくされた場合に旧家賃との差額を助成し、障がい者世帯の住宅確保を容易にする。助成を受けている世帯が契約更新を行う場合の更新料を助成し、障がい者世帯が地域に永く住み続けられるようにする。																															
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3級以上の者を含む世帯で、取り壊しによる立ち退き要求を受け、住宅に困窮している公営住宅及びこれに準ずる住宅に入居を希望している者。 ・H16年度末で新規申請受付は終了している。 																															
内容	<p>（助成対象）家賃：光熱水費、共益費等を除いた居室のみの賃貸料をいう。 転居一時金：契約時に要した権利金、礼金及び仲介手数料をいう。 契約更新料：契約更新時に要した更新料をいう。</p> <p>（更新）助成対象者は年度当初に現況調査表を提出し、区は当該世帯の前年の所得状況等を確認し、助成対象の有無及び支給額を決定する。</p> <p>（支給月）7、10、1、4月の年4回に各支給月の前3ヶ月分を支給する。</p> <p>（家賃助成額）（新家賃と家賃限度額を比べて少ない方） - （旧家賃と入居負担基準額を比べて多い方） = 家賃助成額</p> <p>* 家賃限度額：助成対象となる家賃の限度額は、世帯人数及び住戸専用面積に応じて定められている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[単身世帯]</td> <td style="text-align: center;">[2人世帯]</td> <td style="text-align: center;">[3人世帯]</td> </tr> <tr> <td>・20㎡未満</td> <td>・25㎡未満</td> <td>・25㎡以上30㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">43,000円</td> <td style="text-align: right;">54,000円</td> <td style="text-align: right;">66,000円</td> </tr> <tr> <td>・20㎡以上25㎡未満</td> <td>・25㎡以上30㎡未満</td> <td>・30㎡以上35㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">54,000円</td> <td style="text-align: right;">66,000円</td> <td style="text-align: right;">78,000円</td> </tr> <tr> <td>・25㎡以上</td> <td>・30㎡以上</td> <td>・35㎡以上40㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">66,000円</td> <td style="text-align: right;">78,000円</td> <td style="text-align: right;">90,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・40㎡以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">96,000円</td> </tr> </table>					[単身世帯]	[2人世帯]	[3人世帯]	・20㎡未満	・25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	43,000円	54,000円	66,000円	・20㎡以上25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	・30㎡以上35㎡未満	54,000円	66,000円	78,000円	・25㎡以上	・30㎡以上	・35㎡以上40㎡未満	66,000円	78,000円	90,000円			・40㎡以上			96,000円
[単身世帯]	[2人世帯]	[3人世帯]																														
・20㎡未満	・25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満																														
43,000円	54,000円	66,000円																														
・20㎡以上25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	・30㎡以上35㎡未満																														
54,000円	66,000円	78,000円																														
・25㎡以上	・30㎡以上	・35㎡以上40㎡未満																														
66,000円	78,000円	90,000円																														
		・40㎡以上																														
		96,000円																														
経過	<p>平成10年 4月 ・対象者：区単独対象者の見直し</p> <p>平成12年 4月 ・助成金額の見直しをして、新規対象者については、都基準に改めた。</p> <p>平成12年 9月 ・都の見直し（7月）に準拠し、区においても新規対象者は、公営住宅への公募を前提に、助成期間を2年間とするとともに、取り壊し、立ち退き、以外の区単の項目を廃止した。また、12年9月以前の対象者については現行どおり助成するが、18年度をもって廃止する。（都の事業廃止に準じて）</p> <p>平成14年10月 ・国保料・区民税等滞納者については助成対象外とした。</p> <p>平成19年 3月 ・事業廃止</p>																															
必要性	平成18年度事業廃止																															
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）																															

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	11,725	10,803	10,553	9,341	7,549	6,972	0	
決算額（19年度は見込み）	9,138	9,070	7,755	6,890	6,436	5,885	0	
人件費					1,293	1,281		
【事務分担量】（%）					15	15		
合計（+）	9,138	9,070	7,755	6,890	7,729	7,166	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,257	2,095	1,663	1,230	1,155	1,061	0	
その他（特定財源）								
一般財源	6,881	6,975	6,092	5,660	6,574	6,105	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
家賃助成世帯数	19	19	19	15	13	12	0	
転居一時金助成件数	1	1	1	0	0	0	0	
火災保険料助成件数	1	1	1	1	1	1	0	
契約更新料助成件数	6	11	5	8	5	5	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
19負担金補助及び交付金	家賃助成		7,064	家賃助成	5,736	事業廃止	0
	転居一時金		0	転居一時金	0		
	更新料		479	更新料	143		
	火災保険料		6	火災保険料	6		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	家賃助成	15世帯	14世帯	12世帯	0	-	助成世帯数
	火災保険料助成	1世帯	1世帯	1世帯	0	-	助成世帯数（家賃助成の再掲）
	更新料助成	8世帯	5世帯	5世帯	0	-	"

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	-	平成18年度事業廃止

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅あつ旋事業（障がい者）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者福祉課住宅あつ旋事業費（15-60-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区障害者世帯住宅あつせん及び家賃助成事業実施要綱及び同要領	
終期設定	有 無	18 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	住宅に困窮する障がい者世帯に民間アパートの入居あつ旋を行い、住居の確保を図るとともに、家主に対し、当該障がい者世帯のための住宅整備費等の助成を行って、入居上の安全を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あつ旋対象者 区内2年以上在住。身体障害者手帳4級又は愛の手帳3度以上の者を含む世帯。所得制限なし。 ・住宅整備等助成対象者 あつ旋又は家賃助成の対象となった障がい者に住居を提供した家主。 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あつ旋事業（実施方法） あつ旋申し出 宅建協会荒川支部に物件の仲介依頼 あつ旋申し出者入居 ・住宅整備費等助成事業（助成内容） 家主の行う以下の整備について助成対象とするが、助成額は限度額までとする。 （対象住宅整備） <ul style="list-style-type: none"> ・居室等整備（手摺・段差解消等） 20,000円（限度額） ・機器整備（自動消火装置） 30,900円（限度額） （火災報知器・2台まで） 31,000円（限度額） （ガス安全システム） 42,000円（限度額） ・火災保険（1戸あたり） 7,700円（限度額） 				
経過	<p>平成10年 4月 高齢者、障がい者、ひとり親家庭の統合要綱をそれぞれの要件に合わせて個別に制定</p> <p>平成11年 4月 あつ旋事業分の権利金助成（20,000円）廃止</p> <p>平成12年 9月 住宅あつ旋協力員謝礼（月額3,000円）廃止。宅建協会荒川支部へ住宅あつ旋依頼。</p> <p>平成14年10月 宅建協会荒川支部への協力委託金（年額120,000円）廃止</p> <p>平成19年 3月 事業廃止</p>				
必要性	平成18年度終了事業につき、評価せず。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>あつ旋希望者に対する物件の仲介を宅建協会荒川支部に依頼する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	51	48	48	48	48	48	0	
決算額（19年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費					0	0		
【事務分担量】（%）					0	0		
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	機器設置補助	0	0	0	0	0	0	
	居室整備補助	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
19負担金補助及び交付金	機器設置補助		0	機器設置補助	0	事業廃止	
	居室整備補助		0	居室整備補助	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	機器設置補助	0件	0件	0件	廃止	-	補助件数
	居室整備補助	0件	0件	0件	廃止	-	補助件数
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度事業廃止

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（18-06-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	・障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 ・進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	【支援の種類】 ・自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 ・就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 ・就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。 ・施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 ・療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設） ・身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等） ・身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等） ・身体障害者療護施設（治療及び養護） ・知的障害者更生施設（日常生活訓練等） ・知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等） 【参考（支援費制度）】H15.4～H18.3 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」に移行。				
経過	昭和49年 4月	措置制度による施設措置開始			
	平成15年 4月	支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ			
	平成18年 4月	障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入			
	平成18年10月	障害者自立支援法全面施行 新体系施設開始			
	平成23年 9月	施設体系経過措置終了予定			
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定】直営 【支払】財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団（H19.10～国保連合会）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	566,946	544,572	498,562	590,410	628,213	640,240	608,513	
決算額（19年度は見込み）	529,105	542,695	469,531	574,260	623,615	535,841	608,513	
人件費					2,499	3,843		
【事務分担量】（%）					29	45		
合計（+）	529,105	542,695	469,531	574,260	626,114	539,684	608,513	
国（特定財源）	231,112	238,678	234,297	271,312	323,557	211,404	304,255	
都（特定財源）	5,244	6,613	2,880	3,128	1,303	71,030	26,611	
その他（特定財源）	43,587	46,430	588	10	0	0	1	
一般財源	249,162	250,974	231,766	299,810	301,254	257,250	277,646	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	療養介護対象者数	-	-	2	2	2	1	3
	施設入所者数	136	128	133	141	138	139	146
	施設通所者数	38	47	51	117	119	125	133

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	623,615	施設訓練等支援費	535,841	施設訓練等支援費	608,512

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	療養機関入所者数	2	2	1	1	-	入所者実績（各年度末） 平成19年度は6月末日現在
	施設入所者数（療護除く）	126	136	128	146	125	施設入所者数（各年度末） 平成19年度は6月末日現在
	施設通所者数	116	118	125	134	300	施設通所者数（各年度末） 平成19年度は6月末日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年10月以降の支払事務について、国保連合会が実施することとなった。そのため、事務の円滑な実施に向けて検討を行う。 ・ 作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置が必要となる。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
支払業務を国保連合会に業務委託することにより、障害福祉サービス費の統一化。	対象者の個別管理の簡素化が図られる。
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	移行施設等に対応し、実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業（居宅介護・重度訪問介護）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 石澤 稲子	課長名 内線	小林 清美 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ホームヘルパー派遣事業費（18-09-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	H15～17年度 「支援費」制度による居宅介護事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	H18年度 「障害者自立支援法」による居宅介護事業	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むのに支障のある心身障がい者（児）。但し、介護保険対象者は、介護保険制度が優先する。但し、介護保険制度によるサービスで補えない重度(1級)の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分「区分1以上」） ... 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う （身体介護・通院介助・家事援助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分「区分4以上」） ... 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行う ・行動援護（障害程度区分「区分3以上」） ... 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 利用者負担額は、「1割」（上限月額 0円～37,200円）（世帯の収入状況により区分決定） <p>【参考「支援費制度」による居宅介護支援】平成15～17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額（階層区分により決定） 				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始			
	平成12年 4月	事業委託方式全部実施			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行（介護給付）			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
必要性	心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】直営（「支給決定基準」に基づき、障害程度区分・家族の介護状況等により支給量を決定） 【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成19年3月現在利用実績のある事業者、39社）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	49,850	108,631	154,047	193,261	223,239	230,058	230,595	
決算額（19年度は見込み）	46,013	100,779	153,968	193,185	223,239	228,583	230,595	
人件費					6,033	7,686		
【事務分担当量】（%）					70	90		
合計（+）	46,013	100,779	153,968	193,185	229,272	236,269	230,595	
国（特定財源）	22,181	46,307	74,010	95,109	111,385	107,936	115,298	
都（特定財源）	11,394	29,995	38,542	48,328	55,763	53,968	57,649	
その他（特定財源）	742	917	0	0	0	0	0	
一般財源	11,696	23,560	41,416	49,748	62,124	74,365	57,648	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用時間数（居宅介護）	16078.0H	45948.5H	57228.5H	72319.5H	87157.5H	74880.5H	47772.0H
	利用時間数（重度訪問介護）						21422.0H	53211.0H
	利用者数（居宅介護）				143人	150人	148人	150人
	利用者数（重度訪問介護）						23人	25人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	ホームヘルパー派遣	223,239	223,239	ホームヘルパー派遣	228,583	ホームヘルパー派遣

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用時間数	72319.5H	87157.5H	96302.5H	23366.0H	135486.0H	19年度は19年5月末現在
	利用者数（実人数）	143人	150人	171人	148人	183人	19年度は19年5月末現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	年1回の更新時に、個別の支給量等が適正であるかの再調査が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	随時更新に伴う調査を行う。	利用者の状況に応じた適正な支給決定が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	障がい者が在宅生活を送るための重要な事業である

況議会（要質問旨）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
-----------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者移動介護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者移動介護事業費（18-09-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者（児）移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援しもって障害者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	・屋外で著しい制限のある視覚障がい者等 ・身体障害者手帳を所持する者のうち両上肢及び両下肢の機能の障がい有する者 ・愛の手帳を所持する障がい者等 ・精神保健福祉手帳を所持する障がい者等 ・区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設等又は都内の養護学校等に在籍する障がい者等 平成19年度支給決定数 217名（身体介護を伴う移動支援 66名 身体介護を伴わない移動支援 151名）				
内容	障害者自立支援法の地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。 荒川区独自施策：通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。 利用者：区へ相談・申請 決定（支援の種類・提供期間・提供時間数） 受給者証交付 事業者と契約・利用 ただし提供時間数を超過利用した分については自己負担とする。 事業者：移動支援事業者及び荒川区社会福祉協議会 都による指定 利用者との契約・サービス提供 移動支援費を区へ請求・受領 【支援費制度】 利用者、事業者への係わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定 利用者は、視覚障がい者が「ヘルプ」 知的障がい者が「トヘルプ」 を利用し、身体介護が必要な利用者は「ホームヘルプ」（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 移動支援事業者・荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,559	13,263	28,319	36,166	38,282	47,923	57,737	
決算額（19年度は見込み）	9,558	12,874	28,175	36,157	37,822	47,923	57,737	
人件費					1,724	1,708		
【事務分担量】（%）					20	20		
合計（+）	9,558	12,874	28,175	36,157	39,546	49,631	57,737	
国（特定財源）	4,092	5,061	15,133	17,821	18,904	29,771	28,868	
都（特定財源）	2,334	3,384	8,118	9,356	9,651	14,885	14,434	
その他（特定財源）	14	22						
一般財源	3,118	4,407	4,924	8,980	10,991	4,975	14,435	
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
視覚障害決定者数	71人	73人	59人	60人	54人	120人		
知的障害決定者数		62人	83人	88人	76人			
視覚障害利用時間数	8,461H	10,528H	13,162H	16,130.5H	16,409.5H	14,074H		
知的障害利用時間数		942H	3,338.5H	4,852.5H	5,619H			
移動支援						14,189H	2,688H	
移動支援決定者数							217人	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	視覚障がい者ヘルパー	30,719	視覚障がい者ヘルパー		移動支援	57,737
		知的障がい者ヘルパー	10,023	知的障がい者ヘルパー			
				身体介護を伴う移動介護（H18.3～9）	19,506		
				移動支援（H18.10～H19.2）	28,417		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
標	視覚障害派遣時間数	16,130.5H	16,409.5H	14,074H			年間総利用時間数 18年度はH18.3～H19.9
	知的障害派遣時間数	4,852.5H	5,619H				年間総利用時間数 18年度はH18.3～H19.9
	移動支援提供時間数			14,189H	32,256	38,556	年間総利用時間数 18年度はH18.10～H19.2

（問題点・課題分析）	・ヘルパーの平均年齢が高齢化しており、次世代のヘルパーの育成が必要
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
次世代ヘルパーの養成研修等の実施	ヘルパーの人員確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援することは必要である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	心身障害者デイサービス事業費（18-09-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	・障害者自立支援法 ・荒川区障害者地域活動	
終期設定	有 無	年度	法令等	支援費支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	児童デイサービス...日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては就学児の放課後の活動場所となる。 地域活動支援費支給事業...創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うとともに社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	障害者、それに準ずる児童 128名 知的障害者 : 1名				
内容	<p>児童デイ：障害者自立支援法による児童デ「イ」サービスとして実施 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。</p> <p>利用者：区へ相談・申請 決定（支援の種類・支給期間・支給量・利用者負担上限額） 受給者証交付 サービス提供事業者と契約、サービス利用 利用者負担額を事業者へ支払 利用者負担は、区の独自軽減策により3%負担（3年間）。</p> <p>事業者：都へ指定業者の登録申請 都による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 介護給付費を区へ代理受領請求・受領。</p> <p>地域活動支援：障害者自立支援法による事業実施自治体による独自事業として地域生活支援事業を実施、身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中の活動の場として地域活動支援費支給事業を行う。</p> <p>利用者：申請 決定 利用（サービス提供事業者との契約） 利用者負担 費用は利用額総額の3%を自己負担。</p> <p>事業者：区へ指定業者の登録申請 区による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 地域活動支援費を区へ請求・受領。区は利用者負担を減じた額を支払う。</p> <p>【支援費制度】 利用者、事業者に係わることについては変更はないが、利用者負担は本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定 障害別（身体・知的・児童）でデ「イ」サービス事業を実施</p>				
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 利用者負担改定 平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施				
必要性	心身障がい者の自立や社会参加を促進し、介護者の支援や日常生活における質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【決定・支払】直営 【サービス提供】指定居宅支援事業者・地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額			37,901	30,534	17,327	17,096	14,825	
決算額(19年度は見込み)			37,318	26,689	12,962	17,096	14,825	
人件費					862	1,281		
【事務分担量】(%)					10	15		
合計(+)	0	0	37,318	26,689	13,824	18,377	14,825	
国(特定財源)			19,337	13,318	6,649	8,548	7,410	
都(特定財源)			9,667	6,698	3,328	4,274	3,705	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	8,314	6,673	3,847	5,555	3,710	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	認定者数			127人	195人	125人	119人	129人
	利用回数			1,315回	7,444回	4,386回	3,636回	4,221回

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	身体デイ	272	身体デイ	225	児童デイ	12,981
		知的デイ	70	知的デイ	1,320	知的障がい者デイ	
		児童デイ	12,620	児童デイ	13,018	地域活動支援センター型	1,844

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	身体デイ	795回	681回	366回			年間利用回数
	知的デイ	2,579回	27回	175回	528回	528回	年間利用回数
	児童デイ	4,070回	3,678回	3,095回	3696回	4121回	年間利用回数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	グループホーム事業費（18-09-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区知的障害者グループホーム入居者援護事業運営要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。				
対象者等	共同生活援助（グループホーム）：就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。 共同生活介護（ケアホーム）：生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者・障害程度区分2以上の者				
内容	障害者自立支援法 福祉サービスに係る新体系 共同生活援助、共同生活介護サービスとして実施。就労中等の障がい者へ日常生活の一部（食事等）を支援しながら、入居をさせる。精神障がい者グループホーム事業を統合。 利用者負担 障害福祉サービス費(1割負担)、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費				
	知的障がい者 家賃助成制度があり、所得に応じて利用者へ助成 1 所得月額73,000円未満の場合 全額助成（月額24,000円を限度） 2 所得月額73,000円以上97,000円未満の場合 半額助成（月額12,000円を限度） 精神障がい者 施設借上費 入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業者へ助成				
	知的障がい者施設	グループホーム入所人数	ケアホーム入所人数	精神障がい者施設	グループホーム入所人数
	ピアホーム	3	/	ホームとらむ	4
	町屋生活寮	3	2	ふるさとホーム荒川第2	3
	瀬口寮	0	0	ふるさとホーム荒川第5	7
	東日暮里ハイツ	1	5	/	/
	東日暮里イルカ寮	1	/	/	/
	東日暮里かつお寮	1	1	/	/
	東日暮里さんま寮	1	1	/	/
荒川区内のグループホームおよびケアホームを記載（平成19年6月現在）					
経過	・14年度まで、都及び区においては国の措置制度の単価に上乗せ。（1月分89,000円） ・14年12月重度生活寮東日暮里ハイツにより重度単価214,700円適用 ・15年4月区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GHとなり支援費制度対象となる。 ・15年度以降 支援費制度により、「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ。 ・18年4月障害者自立支援法に移行、単価が日額化となる。				
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ・障害者自立支援法に基き、グループホームの設置者は、所管する都道府県にて指定事業者として登録する。 ・利用希望者は、区市町村長から居宅受給者証の交付を受け、指定事業者と契約する。 ・指定事業者は、利用者の入居後、月を単位として受給者証交付区市町村長へ訓練等給付費を請求する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		39,981	43,655	49,298	52,345	89,264	71,985	
決算額（19年度は見込み）		32,844	43,655	48,100	52,213	74,368	71,985	
人件費					1,724	1,708		
【事務分担量】（%）					20	20		
合計（+）	0	32,844	43,655	48,100	53,937	76,076	71,985	
国（特定財源）		4,908	11,621	12,547	13,956	16,173	23,293	
都（特定財源）		907	6,894	7,720	8,556	22,696	11,646	
その他（特定財源）								
一般財源	0	27,029	25,140	27,833	31,425	37,207	37,046	
実績推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数		33	40	40	37	56	52
	家賃助成対象者数			5	14	16	12	12

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	支援費	39,933	グループホーム・ケアホーム	51,036	グループホーム・ケアホーム	44,736
		都型・区型グループホーム	5,998	都型・区型グループホーム	2,911	都加算	23,937
		家賃助成	2,169	家賃助成	3,810	家賃助成	3,312
	19負担金補助及び交付金			精神グループホーム（補助金）	16,611		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値	
	利用者数	40	37	56	52	72	

（問題点・課題）	<p>国の施策において、施設から地域生活へが今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホームがますます必要となってくる</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設入所者における地域生活移行予定者数の把握	グループホームのおよびケアホーム必要数の把握ができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	短期入所事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害児者短期入所事業（18-09-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、介護給付費の指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。				
対象者等	身体障害者手帳又は愛の手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる児童も対象とする。				
内容	<p>障害者自立支援法、介護給付短期入所事業として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。</p> <p>利用者負担 障害福祉サービス費（1割）であるが、区の独自軽減策により3%負担（3年間）、ただし、上限額15,000円・24,600円・37,200円の方は3%の積上げで半額まで）</p> <p>利用者：区へ相談・申請 決定（サービスの種類、支給決定期間、支給量・利用者負担上限額） 受給者証交付 サービス提供事業者と契約、サービス利用 利用者負担額を事業者へ支払</p> <p>事業者：都へ指定事業者の登録申請 都による指定 利用者との契約・サービス提供 利用者負担額受領 介護給付費を区へ代理受領請求 受領。</p> <p>利用者 平成16年度 知的22人（2,922日） 児童 3人（250.25日） 身体2人（8日） 平成17年度 知的26人（3,059日） 児童16人（366.75日） 身体2人（96日） 平成18年度 知的26人（2,609日） 児童16人（853日） 身体1人（49日）</p>				
経過	<p>平成14年度まで：身体障がい者及び知的障がい者については、区（福祉事務所）に申請し、都心障センターで利用調整していた。児童については、児童相談所に直接申請し、処遇していた。</p> <p>平成15年4月：支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし、当分の間、身体障がい者と知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う。障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う。</p> <p>平成18年4月：障害者自立支援法の成立により、介護給付の短期入所事業となる。（精神障がい者含む）</p>				
必要性	常時、在宅で心身障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成18年度障害者自立支援法介護給付短期入所事業制度開始 区はサービスの支給量決定（サービス利用の必要性の決定）及び介護給付費の支払を行う。 サービスの提供は、利用者と契約した事業者が行う。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額			18,760	38,544	40,504	41,928
	決算額（19年度は見込み）			18,760	38,544	40,390	41,928	38,027
	人件費					1,724	1,281	
	【事務分担当量】（%）					20	15	
	合計（+）	0	0	18,760	38,544	42,114	43,209	38,027
	国（特定財源）			7,204	15,245	16,253	15,303	15,323
	都（特定財源）			9,374	15,579	15,347	13,001	11,703
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	2,182	7,720	10,514	14,905	11,001
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数			32	37	44	43	45
	利用総日数			1,873	3,180.25	3,521.75	3,511	3,550

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	知的障がい児分	1,691	短期入所事業費	41,928	短期入所事業費	38,027
		知的障がい者分	30,490				
		重症心身障がい児分	4,084				
		重症心身障がい者分	3,076				
		身体障がい者分	1,049				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	37	44	43	45	48	
	利用総日数	3,180.25	3,521.75	3,511	3,550	3,840	

（問題点・課題分析）	福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時に必要なサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し福祉サービスの支給決定を受けよう周知を行う	緊急な状況にも柔軟な対応ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障がい者・難病患者居宅生活支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	片桐孝子	内線	2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（18-10-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。 精神障がい者へのホームヘルプは、疾病特性を把握して再発防止に寄与し、日常生活の技術支援を行う役割がある。そのため、ヘルパーのステップアップ講習を実施し、資質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。 平成14、15、16、17、18年度実績なし。 相談室来所者 精神障がい者のホームヘルプを行っているヘルパー、及び過去に精神障がい者ホームヘルプ養成研修を受けたヘルパー。				
内容	（利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 年1～2回定期訪問調査による検証（派遣基準）週2回、1回2時間まで。 （サービス内容）・家事援助 ・身体介護 ・移動支援 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（～階層） 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー 研修1月に実施。受講者は事業所への周知で募集。				
経過	昭和60年5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加。 平成14年4月 難病患者への派遣事業開始。19年6月現在実績無し。 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月 本格実施。 精神障がい者ヘルパー養成研修修了者数 平成14-28名 15-26名 16-23名 17-19名 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修修了者数 平成15-20名 16-13名 平成18年4月 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修は廃止されたが、区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施。修了者数18-20名				
必要性	精神障がい者及び難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ：派遣形態 事業委託方式：居宅介護事業者と契約し、ヘルパーを派遣する。 難病患者会：依頼を受けて保健師が例会に参加の他運営企画に協力 難病相談室：医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加 ホームヘルパーステップアップ研修：講師 医師 看護師 精神保健福祉士 保健師				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	—	2,553	7,865	4,433	5,649	897	897	
決算額（19年度は見込み）	—	303	1,883	2,852	2,858	81		
人件費					0	0		
【事務分担量】（%）					0	0		
合計（+）	0	303	1,883	2,852	2,858	81	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,858			
その他（特定財源）								
一般財源	0	303	1,883	2,852	1,000	81	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	0	0	0	0	0
	難病相談室（人）	31	32	28	30	27	26	26
	ヘルパーステップアップ研修	—	—	20	13	—	20	25

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	ヘルパー養成研修謝	175	報償費	81	報償費	81
	旅費	職員旅費	2		-		-
	需用費	消耗品	4		-		-
	委託料	委託料	2,677		-		-

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者実人員	17	21	-	30	50	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・難病のホームヘルプの実績がない。 ・ホームヘルパーは、精神障がい者が日常生活のスキルを身につけ生活の質を向上させるようサポートする役割がある。そのためには、精神障がいに対しての理解が必要である。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区）
	精神障がい者ホームヘルパー研修実施6区のうち3区直営 3区社会福祉協議会に委託実施

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
年2回短期間の講習の機会を設け、参加しやすい時間帯に実施し、参加の便宜を図り、事例検討の強化などで、内容を充実させる。	参加後、精神障がい者を担当するヘルパーが増加する。
難病のホームヘルプの必要者調査を行い、事業の継続について検討する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（18-11-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
終期設定	有 無	20年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（略称）	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>障害者自立支援法において定められている利用者負担金の軽減策として、国制度・都制度・区制度として減免策を講じ、利用者負担が多額になることを抑え、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。</p> <p>区制度としては利用者負担軽減及び食費負担軽減は、障害者自立支援法施行前は利用者負担のない又は少額であるため、急激な利用者負担の激変緩和策として行い、月額上限額の半額化はサービス利用の多い障がい者は重度障がい者であり、高額な利用者負担となるため高額とならないように負担軽減を行う。</p>				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者月350名程度				
内容	<p>【国制度】 対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般... 社会福祉法人減免... サービス提供事業所が社会福祉法人で利用者の所得区分階層が低所得1又は低所得2の場合、それぞれの利用者負担月額上限額を半額にし、その金額を社会福祉法人と自治体において負担する。平成18年度のみ 高額障害福祉サービス費... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担の合算額の上限額を超えた部分は高額障害福祉サービス費として支給し、負担が増加しないようにする。この障害福祉サービスには介護保険によるサービスの利用者負担を含む。 特定入所者特別給付費... 障害福祉サービスとは別に利用者負担とする施設入所者の光熱水費及び食費等について、一定の手持ち金を利用者に残すために、特別給付費を支給する。 貸付金... 一時的に負担が増加する障害者に対し、障害福祉サービス利用のための利用者負担を貸し付けする。 利用者負担上限額軽減... 低所得1・2、一般のうち、一定の資産条件等を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を政令で定める金額の1/4に軽減。 平成19～20年度のみ</p> <p>【都制度】平成18～20年度 低所得1・2対象 社会福祉法人減免の拡大... 社会福祉法人減免の対象事業所を社会福祉法人のみに限定せず、株式会社や有限会社等全ての事業所を対象とする。 平成18年度のみ 居宅介護の利用者負担軽減... 居宅介護の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【区制度】低所得1・2、一般の在宅サービス対象 利用者負担軽減... 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減... 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化... サービス利用者のうち、国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。 については平成18～20年度、については恒久的措置とする。</p>				
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 更なる軽減事業開始【国制度】事業内容				
必要性	障害者自立支援法において定められている利用者負担に向けての障がい者本人の収入について確保されず、旧法制度においては大多数（約95%）が利用者負担がなく、急激な負担増となり、障害者自立支援法下においては障がい者が重度で多量の福祉サービスを必要とする障がい者が多額の利用者負担となる制度であり、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【資格決定】 支給決定とあわせて審査し、決定する。 【上限管理】 区における上限管理（一部事業所） 【支払】 事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。				

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額						16,868	22,116
	決算額（19年度は見込み）						13,938	22,116
	人件費						2,562	
	【事務分担量】（％）						30	
	合計（＋）	0	0	0	0	0	16,500	22,116
	国（特定財源）						0	0
	都（特定財源）						4,141	4,091
その他（特定財源）						0	500	
一般財源	0	0	0	0	0	12,359	17,525	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象者						350名	350名

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			利用者負担軽減 社福軽減費	11,845 2,093	利用者負担軽減	21,616
	貸付金			貸付金	0	貸付金	500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助対象者	-	-	350	350	-	補助対象となった障がい者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>・補助金管理の複雑化（負担割合軽減については都内全域で行われているため、国保連合会で対応可能だが、上限額半額等の他の軽減は対応不可のため、直接管理となる）</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>都制度減免については全区実施 区独自については、食費軽減 利用者負担割合軽減 サービス間利用負担の合算化 国制度の拡大、の4つの組み合わせから行われている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
システム管理化の検討。人員配置。	直接支払者への確実な対応。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	安心したサービス利用のため重要な事業である

況議(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（18-12-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	（平成9年10月1日から適用）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。（介護人は、対象者の推薦によるものとし、その範囲を家族（対象者の親、子、兄弟姉妹及び配偶者）に限定する。）				
対象者等	都内に居住する20歳以上の重度脳性麻痺者で、身体障害者手帳1級であり、独立して屋外活動を行うことが困難な者。 この制度を利用する者は、介護給付の短期入所以外の居宅サービスを使えなくなる。ただし、平成15年3月31日現在の継続認定者のみ通所施設サービスやデイサービスも使える。（ホームヘルプとグループホームは不可）				
内容	(制度)介護人：家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定。介護保険制度サービスとの併用禁止 ・派遣回数：月12回以内 ・単価：6,560円/回 ・介護内容：外出介助 申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月） 請求（翌月の10日までに請求する）・手当支払 自己負担：なし				
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成9年10月全身性障害者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施。（都10/10補助事業） 平成15年4月継続認定者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護する家族の負担を軽減する上で必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 毎月末に翌月分の介護券を障害者宛に送付、介護人は介護の都度受け取った介護券を添付して、翌月10日までに請求。内容確認のうえ月末までに介護人の口座に振り込む。 *東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,209	13,849	12,986	11,525	11,336	11,336	10,392	
決算額（19年度は見込み）	13,376	13,140	11,250	10,548	11,309	9,446	10,392	
人件費					788	1,014		
【事務分担量】（%）					20	23		
合計（+）	13,376	13,140	11,250	10,548	12,097	10,460	10,392	
国（特定財源）								
都（特定財源）	13,375	13,139	11,250	10,548	11,309	9,446	10,309	
その他（特定財源）								
一般財源	1	1	0	0	788	1,014	83	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用実人員	16	14	12	13	12	11	11

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	11,309	11,336	介護人謝礼	11,336	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用実人員	13	12	12	11	-	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度脳性麻痺介護人派遣事業と、介護給付の短期入所の居宅サービスの併用はできないため、いずれかを選択することを周知し、できる限り居宅サービスの利用をすすめる。 ・平成15年3月31日現在の利用者については当面一部サービスの利用が可能であるが、障害程度や家族状況が変化した際には、介護給付の短期入所の居宅介護への移行をすすめる必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>金額加算 3区（北・練馬・足立） 回数増 2区（世田谷・練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。	家族介護から事業者への介護に変わることで、障がい者の自立が促進できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	緊急一時介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	緊急一時介護人派遣事業（18-16-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠法令等	荒川区心身障害（児）介護人派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障害児（者）を介護している保護者が疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、介護人を派遣（又は介護人の家庭で保護）することによって、心身障がい児（者）世帯の負担を軽減する。 * 介護場所（障がい者宅 又は 介護人宅） * ピアホームの利用を優先する。				
対象者等	区内に住所を有する心身障がい児（者）で、保護者等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった場合で、次に該当する者。 宿泊を要しない心身障がい児（者）で 身体障がい 1・2級、知的障害 1～4度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者				
内容	【申請】申請書提出 【認定】決定通知書と介護券の送付（介護人は障がい者世帯の近隣に在住する人で本人又は家族の推薦を受けた者） 【介護人派遣】障がい児（者）の自宅または介護人宅で介護 【派遣日数】月に5日以内（半日単位も可） 【請求】毎月10日までに介護人が区へ介護券・請求書を提出 【支払】『介護人に対する1日当たりの費用は、東京都在宅心身障がい児（児）緊急一時保護事業の補助基準額に準ずる。ただし、1日当たりの保護時間が4時間以内のものについては、半額とする。請求の日から30日以内に指定の口座へ支払う。』 【単価】全日 6,050円 半日 3,025円				
経過	昭和51年 事業開始 平成9年 対象拡大（知的障がい4度まで） 平成11年 緊急一時保護寮（ピアホーム）との一体的運用を図るため、保護寮の利用を優先し、保護寮での利用が困難な場合本事業を利用するように見直した。 平成15年 支援費でのホームヘルパー利用を推奨していく。ホームヘルプ併用者については、ホームヘルプへの移行を図る。 平成18年10月より、居宅介護の併用不可。				
必要性	緊急一時保護寮（ピアホーム）では対応できないケース（就学前の障害児、満床時等）の緊急の利用に対応する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 利用申請が認定されると利用者へ介護券が送付される。 介護人は、介護と引き換えに介護券を受け取り、翌月10日までに請求（介護券添付）。 内容確認のうえ月末までに介護人の口座に振り込む。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	665	733	1,023	1,704	1,837	2,810	363
	決算額（19年度は見込み）	587	708	1,001	1,703	1,836	599	363
	人件費					788	956	
	【事務分担当】（%）					20	22	
	合計（+）	587	708	1,001	1,703	2,624	1,555	363
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	587	708	1,001	1,703	2,624	1,555	363	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数	5	7	11	12	10	10	10
	全日利用	97	117	165	274	293	97	60
	半日利用	0	0	1	15	21	4	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	1,836	介護人謝礼	929	介護人謝礼	363

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	12	10	10	0	-	各年度実績 平成19年6月現在
	全日利用	274	293	97	0	-	-
	半日利用	15	21	4	0	-	-

（問題点・課題）	<p>自立支援法の移行にともない、居宅サービス併用が出来ず、利用される方が減少している。しかし、学齢期前のサービスがない為、この制度は現状のまま続ける。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>区単独実施区 12区（千代田・新宿・港・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・北・練馬・荒川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	手話通訳派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	手話通訳派遣事業費（18-20-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る				
対象者等	聴覚障がい者及び言語機能障がいに係る身体障害者手帳が1・2級の者（所得制限 なし）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先 （福）荒川区社会福祉協議会（荒川社協） （福）東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター） ・ 派遣回数 派遣対象者1人につき月10回までとする。 （ただし、生命及び身体に関する場合は上記回数にカウントしない。） ・ 派遣対象 生命・健康、権利の保持、職業・仕事、教育、文化・教養、人間関係保持に関するもの。 （ただし、手話通訳が用意されている場合又は営業、政治、宗教活動は除く。） ・ 利用方法 利用希望者は荒川社協に登録する。 登録者は手話通訳者を必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。 ただし、登録者は医療に関すること又は訴訟など専門的な交渉にかかわる場合に限っては、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。 荒川社協は必要性を認めるときは派遣を決定し、手話通訳者を派遣する。 通訳派遣センターは、直接に派遣申し込みを受けた場合、当該派遣の事由が前項のただし書きに該当すると認められた場合、手話通訳士を派遣する。 荒川社協が通訳者を確保できなかった場合、通訳派遣センターに当該依頼を引き継ぐ。 荒川社協は手話通訳者に対し報償（1時間につき1,500円）を支払う。（派遣に要する交通費等は派遣対象者の負担） 通訳派遣センターの場合は最初の1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円の契約。 （コーディネーター料派遣場所までの交通費は、契約金額に含む） ・ 報償費等 				
経過	H12年 4月 報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。 H12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。 H18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が、地域生活支援事業の必須事業となる。 H19年 4月 東京都が行っていた手話通訳派遣事業が廃止され、各区市町村で高度な通訳派遣も実施することとなり、荒川区もこれまで東京都が契約してきた通訳派遣センターと委託契約を結んだ。				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者の派遣が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） （福）荒川区社会福祉協議会、（福）東京聴覚障害者福祉事業協会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,709	1,459	1,408	1,393	1,814	1,676	3,131	
決算額（19年度は見込み）	1,288	1,291	1,403	1,343	1,643	1,676	3,131	
人件費					862	427		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	1,288	1,291	1,403	1,343	2,505	2,103	3,131	
国（特定財源）						310	848	
都（特定財源）	853	640	629	696	692	662	424	
その他（特定財源）								
一般財源	435	651	774	647	1,813	1,131	1,859	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延べ利用者数	157	128	146	156	197	188	240
	派遣回数	326	319	421	429	513	503	650
	延べ派遣時間	600	617	717	709	868	873	1,297

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	1,643	事業費・事務費・管理費	1,676	事業費・事務費・管理費	3,131

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	実利用者数	30人	39人	39人	42人	50人	-
	登録通訳者数	25人	26人	26人	28人	34人	荒川社協登録の通訳者数 (通訳派遣センターは含まない。)
	派遣回数	429回	513回	503回	650回	700回	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H18年10月から、障害者自立支援法の「地域生活支援事業」に位置付けられたことに伴い、要約筆記派遣も、本制度に組み込む必要がある。 ・ 現要綱では、対象者の障害等級を1・2級と定めているが、障害者自立支援法の趣旨に即して、等級制限の見直しも検討する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
要約筆記派遣等のコミュニケーション支援の検討	手話以外のコミュニケーション手段を必要とする聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の充実
障害等級制限の見直し	コミュニケーション支援が必要な障がい者の福祉の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	事業拡大（要約筆記）について検討を図る

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	理美容サービス事業費（18-24-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を持ち、常時臥床状態の65歳未満の者(所得制限なし) ・身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障害) ・愛の手帳1・2度				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用方法 対象者の認定は区が行い、その都度、(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。 ・実施内容 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <ul style="list-style-type: none"> <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 ・単 価 4,800円 (理髪・美容料3,800円+出張料1,000円) ・自己負担 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 <ul style="list-style-type: none"> (住民税が課税されている者 1,900円、 住民税が非課税の者 950円) 				
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。			
	平成12年4月	自己負担金導入			
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを加えた。			
必要性	理美容店を訪れることが困難な、常時臥床状態の重度の心身障がい者の生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	955	1,037	973	898	826	723	736
	決算額(19年度は見込み)	900	908	907	815	777	710	736
	人件費					862	427	
	【事務分担量】(%)					10	5	
	合計(+)	900	908	907	815	1,639	1,137	736
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	900	908	907	815	1,639	1,137	736	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	理美容券支給者数	47	43	44	45	39	36	38
	利用回数	197	194	172	171	168	156	160

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	委託料	事業費・事務費・管理費	777	777	事業費・事務費・管理費	710	710	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	理美容券支給者数	45人	39人	36人	38人	-	-
	利用枚数	171枚	168枚	156枚	160枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	日常生活用具給付事業費（18-28-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（27品目） ...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目） ...ネブライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（21品目）...ポ-タブレット（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（4品目） ...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目） ...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始 その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入。</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業化。品目整理。 追加品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（補装具より移行） 廃止品目...重度障害者用意思伝達装置（補装具へ移行） ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（平成18年度実績）</p>				
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【決定・支払】直営 【給付】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,852	7,238	5,857	8,943	8,166	12,939	29,760	
決算額（19年度は見込み）	5,608	5,418	5,409	8,465	7,615	12,937	29,760	
人件費					862	1,708		
【事務分担当量】（%）					10	20		
合計（+）	5,608	5,418	5,409	8,465	8,477	14,645	29,760	
国（特定財源）						5,953	15,258	
都（特定財源）	3,338	3,642	2,749	4,157	4,035	2,784	7,629	
その他（特定財源）								
一般財源	2,270	1,776	2,660	4,308	4,442	5,908	6,873	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	給付件数・児童	10	5	7	12	15	40	157
	成人	63	78	14	110	101	814	2,615
	難病		1		2	2	1	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品費	5	消耗品費	3	消耗品費	5
	扶助費	児童分	1,125	児童分	961	児童分（一般）	749
		成人分	6,338	成人分	11,905	成人分（一般）	7,058
		難病分	146	難病分	67	成人分（ｽﾌﾟﾙ）	2,116
						児童分（ｽﾌﾟﾙ）	832

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	給付件数・児童分	12	15	40	157	190	障がい児給付件数
	給付件数・成人分	110	101	814	2,615	2,800	障がい者給付件数
	給付件数・難病分	2	2	1	0	0	難病患者給付件数

（問題点・課題分析）	<p>・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	必要に応じ、他区同制度等の動向を確認しつつ、品目の選定等を行い、充実を図る。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（18-28-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者（紙おむつ購入券）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付し、利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替える。区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。但し利用者は1割を業者に支払う。 <p>（おむつ代助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円とする。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>				
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（86事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（6事業者）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,273	12,794	11,783	12,547	12,992	14,490	15,746	
決算額（19年度は見込み）	11,703	10,850	11,621	12,547	12,992	14,344	15,746	
人件費					1,240	1,230		
【事務分担当】（%）					18	18		
合計（+）	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	15,746	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	15,746	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
おむつ購入券使用枚数	4,531	4,617	5,292	5,932	5,932	6,368	6,740	
おむつ購入券対象者延数	1,193	1,247	1,348	1,530	1,599	1,725	1,796	
おむつ代助成対象者延件数	400	279	238	250	277	343	427	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費		おむつ購入券	10,678	おむつ購入券	11,463	おむつ購入券	12,133
		おむつ代助成	2,314	おむつ代助成	2,881	おむつ代助成	3,613

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	購入券対象者数	135人	152人	158人	150人	-	-
	おむつ代助成対象者数	25人	34人	42人	35人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物等給付 19区 現金助成 11区 購入券等給付 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	住宅設備改善給付事業費（18-28-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付	
終期設定	有 無	年度	法令等	事業実施要綱・同要領	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	昭和60年 事業開始 平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化 平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対する階段昇降機を対象化				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】 直営 【住宅改修】 業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	10,932	10,701	11,299	6,805	14,701	15,741	10,847	
決算額（19年度は見込み）	2,274	6,444	10,529	4,700	10,302	3,470	10,847	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	2,274	6,444	10,529	4,700	11,164	4,324	10,847	
国（特定財源）							5,423	
都（特定財源）	818	1,504	703	460	1,251	0	2,711	
その他（特定財源）								
一般財源	1,456	4,940	9,826	4,240	9,913	4,324	2,713	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	小規模改修		6	4	5	9	3	4
	中規模改修		6	5	3	5	1	4
	階段昇降機（直線）		1	3	1	1	4	2
	階段昇降機（曲線）		1	1	1	3	0	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	小規模改修		1,618	小規模改修	403	小規模改修	1,304
	中規模改修		2,270	中規模改修	630	中規模改修	2,474
	階段昇降機（直線）		4,431	階段昇降機（直線）	2,437	階段昇降機（直線）	1,300
	階段昇降機（曲線）		669			階段昇降機（曲線）	4,437
	屋内移動設備		1,314			屋内移動設備	1,332

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	給付件数・児童分	0	2	0	2	-	児童給付決定件数
	給付件数・成人分	10	17	8	15	-	成人給付決定件数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	寝具乾燥消毒事業（18-28-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。所得制限なし。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。 区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） 寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥消毒 … 年間11回（1回の単価 2,698円） ・寝具水洗い … 年間1回（1回の単価11,949円） 				
経過	昭和59年4月 平成4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	261	204	197	183	173	217	440	
決算額（19年度は見込み）	172	198	115	183	134	165	440	
人件費					292	290		
【事務分担量】（%）					7	7		
合計（+）	172	198	115	183	426	455	440	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	172	198	115	183	426	455	440	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	乾燥実施回数	108	113	109	174	132	70	116
	水洗実施回数	9	12	11	11	8	8	12

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒		84	寝具乾燥消毒	98	寝具乾燥消毒	302
	寝具洗濯		50	寝具洗濯	67	寝具洗濯	137

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	登録者数	13人	11人	11人	12人	-	-
	実施回数（消毒乾燥）	174回	132回	70回	96回	-	-
	実施回数（水洗い）	11人	8人	8人	12人	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	補装具費支給事業費（18-32-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者 障がいの部位により、交付対象は異なる。				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 <p>【支給方法】</p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	昭和24年	事業開始			
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止			
	平成18年 1月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行。品目整理。廃止品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（日常生活用具へ移行）追加品目...重度障害者用意思伝達装置（日常生活用具より移行）			
必要性	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		48,957	54,309	51,644	54,050	56,147	56,380	31,827
決算額（19年度は見込み）		45,567	54,032	51,022	53,647	56,146	54,184	31,827
人件費						948	1,708	
【事務分担量】（%）						11	20	
合計（+）		45,567	54,032	51,022	53,647	57,094	55,892	31,827
国（特定財源）		18,756	24,911	26,250	29,274	28,102	33,526	15,913
都（特定財源）							2,242	7,956
その他（特定財源）								
一般財源		26,811	29,121	24,772	24,373	28,992	20,124	7,958
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付件数	1,746	2,228	2,482	2,681	2,785	1,798	327
	修理件数	246	316	261	316	219	115	130

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	39,167	成人分	36,441	成人分	18,869
		児童分	16,979	児童分	17,743	児童分	12,958

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補装具交付件数	2,681	2,785	1,798	327	-	補装具の交付件数
	補装具修理件数	316	219	115	130	-	補装具の修理件数

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉電話事業費（18-36-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の難聴者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1) 自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。（年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。） 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2) 貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額】（1月あたり）</p> <p>回線使用料 1,750円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバホン100円、フラッシュメモリー100円 及び上記にかかる消費税5%を含む （限度額を超えた分は自己負担となる。）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,175	1,814	1,840	1,704	1,521	1,991	2,088	
決算額（19年度は見込み）	1,880	1,627	1,417	1,228	1,128	1,104	2,088	
人件費					649	648		
【事務分担量】（%）					22	22		
合計（+）	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,088	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,088	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	電話助成世帯数（貸与）	20	19	19	15	15	13	24
	電話助成世帯数（自己所有）	41	42	36	36	31	31	56

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	12 役務費	貸与分	433	貸与分	414	貸与分	683
	19 負担金補助及び交付金	自己所有分	695	自己所有分	690	自己所有分	1,405

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	助成世帯数（貸与）	15世帯	15世帯	13世帯	13世帯	-	各年度末世帯数 平成19年度は6月末日現在
	助成世帯数（自己所有）	36世帯	31世帯	31世帯	31世帯	-	各年度末世帯数 平成19年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	緊急通報システム事業費（18-40-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区重度身体障害者緊急通報システム運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に対して電話回線を利用し、東京都消防庁への緊急通報をする機器を貸与する。重度心身障害者の生活の安全を確保し、もって在宅の身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)				
内容	<p>ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。実際の運用は地域の協力員（1人の障がい者に対して、原則3名以上の協力員を配置する。1人の協力員は障がい者1人につき、1月あたり500円のお買物券を支給）の協力（利用者の安否確認・消防庁、区役所との連絡）を得て行う。</p> <p>事業手続き 1 利用者は区に申請する。 2 区は決定後所轄消防署あて利用者決定通知書を通知する。 3 消防庁から登録番号の報告を受ける。 4 区は設置先名簿を業者に送付する。 5 区は業者より工事予定日を確認のうえ消防署長あて機器設置計画書を提出する。 6 区は機器設置日までに緊急通報協力員に協力活動の内容を説明する。</p> <p>緊急時の対応 1 本人がペンダントにより消防庁に通報（火災等の場合は自動通報） 2 消防庁より本人及び協力員へ状況確認 3 所轄消防署より状況に応じて出動</p> <p>自己負担：あり。（平成19年度から新規分より自己負担導入） 平成19年4月より、新規分より自己負担あり。貸与（リース）による負担額については、機器の買い取り価格を上限とし、初年度において負担額を算出するものとする（新規取り付け時）。（生活保護を受けている方は、自己負担なし）。</p>				
経過	平成 3年4月 事業開始 平成13年4月 火災安全システム導入・協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（荒川区お買物券）/月へ変更 平成18年4月 火災自動通報システム導入予定				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障害者の生活の安全性を確保する上で必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	委託業務名 重度身体障害者緊急通報システム委託		委託先 岩通システムソリューション株式会社		

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,270	1,044	954	959	1,063	1,046	863	
決算額（19年度は見込み）	874	957	843	782	732	584	863	
人件費					431			
【事務分担当】（%）					5			
合計（+）	874	957	843	782	1,163	584	863	
国（特定財源）								
都（特定財源）	502	602	523	395	112	160	136	
その他（特定財源）								
一般財源	372	355	320	387	1,051	424	727	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	緊急システム施設台数	18	18	19	19	19	19	19
	協力員	32	37	28	27	23	21	27

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要費	緊急通報協力員謝礼	224	緊急通報協力員謝礼	162	緊急通報協力員謝礼	167	
委託料	緊急通報システム委託	507	緊急通報システム委託	422	緊急通報システム委託	696	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	緊急通報システム設置台数	19	19	19	19	-	-
	協力員数	27	23	23	27	-	-

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉タクシー事業（18-44-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。				
対象者等	対象者要件：区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。 平成19年4月現在 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,122人） 視覚障がい者1・2級（220人） 内部障がい者1～3級（1,088人） 上肢機能障がい者1級（20人） 愛の手帳1・2度（99人） 所得制限額：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	【事業内容】 ・予め、区がタクシー会社と業務委託契約を締結（平成19年4月現在73社）し、区発行の福祉タクシー券を利用者へ交付する。乗降車地域：23区内 受益者負担：なし ・上記対象者に対し毎年申請書を送付し、申請書受理後に所得審査をし、交付決定を行う。 【福祉タクシー券】 ・申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。4～6月...4冊 7～9月...3冊 10～12月...2冊 1～3月...1冊 1冊10,200円...500円券×15枚+100円券×27枚 年最高額40,800円				
経過	昭和57年 4月	支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上）			
	平成3年 4月	区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。			
	平成5年 4月	年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。			
	平成6年 4月	支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級）			
	平成10年 4月	所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。			
	平成11年 4月	業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。事務手数料8% 平成12年4月事務手数料5% 平成13年4月事務手数料3%			
	平成14年 4月	前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。			
	平成16年 4月	前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として障がい者本人の氏名記載と手帳提示を義務化。			
	平成18年 4月	牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。			
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠であり、福祉タクシー券を交付することによりタクシーを利用しやすくなり、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） タクシー業務委託先 東京都個人タクシー協同組合他72社 93,503,400円 区内業者5社 車椅子乗車可能業者26社 【支払及び事務手数料】 ・区はタクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券について、額面表示額の合計と事務手数料（平成19年度3%）を支払う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	90,504	95,342	95,096	99,241	99,938	100,706	104,397	
決算額（19年度は見込み）	89,356	92,532	92,630	95,500	98,913	100,113	104,397	
人件費					2,870	3,705		
【事務分担当量】（%）					55	65		
合計（+）	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	104,397	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	103,818	104,397	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付人数	2,533	2,600	2,633	2,724	2,751	2,815	2,873

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需要	タクシー券印刷製本		1,108	タクシー券印刷製本	961	タクシー券印刷製本	1,214
	印刷用紙代		84	印刷用紙代	12	印刷用紙代	119
	役務費		983	郵送料	983	郵送料	1,220
	委託料		25	申請書封入委託	26	申請書封入委託	28
			19	タクシー券封入委託	18	タクシー券封入委託	19
			93,186	タクシー業務委託	94,528	タクシー業務委託	97,790
			3,509	リフト付自動車助成	3,585	リフト付自動車助成	4,007

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	交付人数	2,724	2,751	2,815	2,873	3,000	

（問題点・課題）	・ 契約している事業者が平成19年度73社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	リフト付自動車利用助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉タクシー事業（18-44-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。				
対象者等	以下のいずれかの者。 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成19年4月現在36人				
内容	<p>【事業内容】 ・利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者予約をし、利用する。</p> <p>運行時間 24時間利用可 利用料 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 予約方法 利用者が直接事業者電話で予約する。 乗降車区域 23区内及び三鷹市、武蔵野市（走行距離上限105kmまで） 車種 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付 区の助成 基本料金から利用者負担を除いた金額を助成する。基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増える。</p> <p>【利用・助成方法】 対象者からの申請に基づき、障がい内容等を審査し、利用助成者を決定し、「リフト付自動車利用助成金」を交付する。 区は、リフト付自動車を保有している事業者と委託契約を締結し、利用者はその中の事業者から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。</p>				
経過	平成 4年4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車㈱に業務委託。 平成14年4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車㈱） 平成16年4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約） 対象者を、障害者手帳を所持する者で、車椅子対応タクシーを利用できない電動車椅子等利用者及びストレッチャー利用者に限定				
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 委託先：日立自動車交通㈱ 宮園自動車㈱ 三陽自動車㈱				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,954	9,954	9,954	4,334	2,719	3,586	4,007	
決算額（19年度は見込み）	9,954	9,954	9,954	4,030	2,719	3,586	4,007	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	9,954	9,954	9,954	4,030	3,581	4,440	4,007	
国（特定財源）								
都（特定財源）	3,000	3,000	3,000			1,786	2,003	
その他（特定財源）								
一般財源	6,954	6,954	6,954	4,030	3,581	2,654	2,004	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延べ利用者数	1,853	1,513	1,396	1,005	954	1,027	1,110
	助成回数				483	408	504	558

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	3,509	利用助成金	3,586	利用助成金	4,007

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用者数	1,005人	954人	1,027人	1,110人	1,200人	延べ利用者数
	助成回数	483回	408回	504回	558回	620回	延べ利用回数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費（18-44-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17年度	根拠法令等	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
対象者等	障害者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
内容	<p>【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障害者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づき、障害者手帳による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】適用は身体障がい者及び知的障がい者のみ 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要</p> <p>【精神障がい者取扱】 精神障がい者については民営バス運賃割引は適用されないため、全額区負担となる。</p>				
経過	平成17年 4月20日 バス運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されており、その運賃を免除することにより、障がい者の交通手段の確保のため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【補助支払】四半期毎実績払い				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額				442	930	1,460	1,266
	決算額（19年度は見込み）				0	930	1,207	1,266
	人件費					669	666	
	【事務分担当】（%）					15	15	
	合計（+）	0	0	0	0	1,599	1,873	1,266
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,599	1,873	1,266	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象者数					10,789	13,950	14,628

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	930	運賃補助	1,207	運賃補助	1,266

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助対象者数（実績）	0	10,789	13,950	14,628	-	バスを利用した障がい者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。</p> <p>精神保健福祉手帳所持者について、平成18年10月からの段階的な写真付の手帳交付に伴い、段階的に運賃半額軽減を行っているため、そのことに伴う対応について検討が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>港区：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳所持者は全額免除 その他荒川区と同様の事業者運営による区は民営バス割引のみを適用</p>

問題点・課題の改善策検討	
問題点・課題	改善策
なし	改善により期待する効果
平成20年9月末には精神保健福祉手帳所持者全員が半額軽減適用となるため、平成20年10月以降取扱いを変更する。	区歳出額の削減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	変更に対応できるよう実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（18-48-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費）自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額）助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	733	598	598	866	859	849	732	
決算額（19年度は見込み）	628	453	299	856	701	684	732	
人件費					431	854		
【事務分担量】（%）					5	10		
合計（+）	628	453	299	856	1,132	1,538	732	
国（特定財源）						163	364	
都（特定財源）	66	133	66	334	267	147	82	
その他（特定財源）								
一般財源	562	320	233	522	865	1,228	286	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	教習費助成（新規免許）人数	3	1	1	1	1	1	2
	教習費助成（限定解除）人数	0	1	0	1	1	0	0
	自動車改造費助成者数	1	2	1	5	4	4	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	20扶助費	自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	330
		自動車改造費助成	536	自動車改造費助成	519	自動車改造費助成	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	自動車運転教習助成者数	2人	1人	1人	3人	3人	-
	自動車改造費助成者数	5人	4人	4人	3人	3人	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 【自動車改造費助成】 都基準上乗せ実施 5区（中央・新宿・目黒・渋谷・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車燃料助成事業（18-48-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タフ-券と選択事業、併給不可。 対象者要件：区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。平成19年4月現在 助成対象者数241人 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 所得額制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヵ月分の助成金を請求する。 【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで 【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	7,194	7,066	6,710	6,621	5,981	6,810	6,397	
決算額（19年度は見込み）	6,591	6,427	6,147	6,607	5,981	6,772	6,772	
人件費					1,146	1,143		
【事務分担量】（%）					35	35		
合計（+）	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	6,772	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	6,772	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	助成対象者数	238名	239名	237名	252名	237名	241人	254人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	14			印刷用紙代等	14
	役務費	郵便料	34	郵便料	35	郵便料	41
	扶助費	ガソリン助成費	6,731	ガソリン助成費	6,737	ガソリン助成費	6,342

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	助成対象者数	252名	237名	241人	254人	294人	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉手当支給事業費（18-52-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がい有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成19年6月1日現在】3,660名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（46種）、都指定（28種）、點頭てんかんの計75種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月慢性肝炎、肝硬変・パトMが難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がい有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	774,426	760,923	666,871	656,274	666,993	624,788	638,655	
決算額（19年度は見込み）	759,018	733,037	659,304	645,535	666,993	621,781	638,655	
人件費					3,448	3,416		
【事務分担量】（%）					40	40		
合計（+）	759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	638,655	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	638,655	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	身障1・2級（都）	1,946	1,966	1,970	1,985	2,011	1,999	1,935
	愛の手帳1～3度（都）	196	203	212	220	233	229	223
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	63	58	58	56	58	56	51
	身障3級（区単）	631	616	588	577	573	573	540
	愛の手帳4度（区単）	198	223	236	244	268	266	262
	難病（区単）	1,265	833	734	724	768	646	649
	合計	4,299	3,899	3,798	3,806	3,911	3,769	3,660

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	64	窓空き封筒	63	窓空き封筒	65
	委託料	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	34
	扶助費	心身障害者福祉手当	642,640	心身障害者福祉手当	621,688	心身障害者福祉手当	638,556

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	都基準対象者	2,261	2,273	2,256	2,209	-	平成19年度は6月1日現在
	区単独対象者	1,545	1,443	1,455	1,451	-	平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	・精神障がい者が手当支給対象外となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都事業 手当額加算区3区（大田区、世田谷区、杉並区）、対象拡大22区（身障3級、愛の手帳4度、難病患者等）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別障害者手当支給事業費（18-52-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律17条～26条	
終期設定	有 無	年度		荒川区障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	特別障害者手当、経過的福祉手当は、20才以上で、障害児福祉手当は、20才未満の者で、それぞれ著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（身障手帳1.2級愛の手帳1.2度で一定の障害要件該当者） 本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月頃基準額の改正あり。以下、14年8月より適用。16年度～18年度は変更なし。）扶養者1人の場合、所得で本人は3984千円、扶養義務者・配偶者は6536千円以下のもの。				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。 [手当の支給期間] 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 [支給方法] 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座への振込みにより行う。 [手当月額] 特別障害者手当 26,440円（18年4月改定） 障害児福祉手当、経過的福祉手当 14,380円（18年4月改定）				
経過	・昭和61年度から従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） ・平成10年度事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更した。				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	50,697	51,270	55,039	53,482	52,861	53,776	53,888	
決算額（19年度は見込み）	49,790	51,235	51,899	51,415	52,696	53,423	53,888	
人件費					862	1,708		
【事務分担量】（%）					10	20		
合計（+）	49,790	51,235	51,899	51,415	53,558	55,131	53,888	
国（特定財源）	37,872	38,804	38,941	38,064	40,082	39,986	40,165	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	11,918	12,431	12,958	13,351	13,476	15,145	13,723	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	特別障害者手当受給者	115	117	125	126	133	124	140
	障害児福祉手当受給者	58	64	57	58	57	58	58
	経過的福祉手当受給者	30	29	28	27	22	22	17

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	0	判定医謝礼	0	判定医謝礼	278
	一般需要費	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	80	事務用消耗品費	10
	役務費	郵送料	39	郵送料	0	郵送料	46
	扶助費	特別障害者手当等	52,684	特別障害者手当等	53,415	特別障害者手当	53,554

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	特別障害者手当	126	133	133	128	-	-
	障害児福祉手当	58	57	57	58	-	-
	経過的福祉手当	27	22	22	17	-	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度の判定を行う専門医を区で確保する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障害程度の判定を行う専門医を区で確保する。	申請書受理から判定結果が出るまで約1ヶ月ほどかかるが、区に判定医が入れば期間短縮できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	在日外国籍無年金障害者給付金事業費（18-52-67-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額単価 重度33,000円 中度26,000円 ・給付対象 以下の要件に該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障害者となった者 <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 対象者の申請により申請受理 審査 給付対象要件、障がい程度について審査 決定 給付金支給決定 支給 4ヶ月に1回支給 <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額：49,850円（一級）、39,880円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 平成17年4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 平成19年4月 事業開始				
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障害の状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額							2,376
決算額（19年度は見込み）							2,376
人件費							
【事務分担量】（%）							
合計（+）	0	0	0	0	0	0	2,376
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	2,376
実績の推移							
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
支給対象者数							6

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					給付金	2,376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	支給対象者数	-	-	-	6	-	支給対象者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金

問題点・課題の改善策検討	
問題点・課題	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容 なし
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	C	平成19年度新規事業 円滑な実施を図る

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がい有し（身体手帳1.2級、愛の手帳1.2度で一定の障害要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） ・ 対象外： 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・ この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）と併給できる ・ 支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、指定口座に振り込む。（都が行っている） ・ 支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。 <p>「事務の流れ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受取り、東京都に進達する。 ・ 東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・ 現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） <li style="padding-left: 20px;">2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	<p>平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）</p> <p>平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>				
必要性	都制度の実施				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					862	854	
	【事務分担量】（%）					10	10	
	合計（+）	0	0	0	0	862	854	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	862	854	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受給者	142	133	131	135	138	138	136

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	受給者	135	138	138	138	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成12年8月より現況調査が年1回から2回に変わり、事務量が増大しているため、都に対し事務の簡素化を要望している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	東京都心身障害者扶養年金条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（4級以上）・精神病者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となる。				
内容	<p>1. 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付する。加入が決定すると加入証書と掛金納入書を区を通じて送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者は毎月期日までに、東京都指定金融機関又は都内の郵便局から掛金を払い込む。 掛金は、20年間取めるとその後は免除となる。 ・加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により甲慰金が加入者あて支給される。 ・脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が加入者あて支給。 <p>2. 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。</p> <p>[年金額] 30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加） [掛金] 基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階。 減額要件: 生活保護 1/2減額, 住民税非課税 1/2減額, 夫婦ともに障害者で相互加入 どちらか一方が1/2減額</p>				
経過	昭和44年 4月 制度発足 昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に。） 昭和53年10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に。） 昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入。） 平成10年10月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退一時金・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等。 平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申 平成18年12月 扶養年金廃止決定。 平成19年2月末 扶養年金廃止（年金受給者は、支払い継続・年金未受給者は、清算にて東京都が対応） 平成19年 5月 区として説明会を行った。				
必要性					
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費					826	1,281		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	0	0	0	0	826	1,281	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	826	1,281	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	総加入者数				19,847	-	-	-
	総受給者数				9,946	-	-	-
	区加入者数	304	297	294	288	285	285	276
	区受給者数	154	160	161	166	170	170	167

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	区加入者数	288	285	285	276	-	
	区受給者数	166	170	170	167	-	

（指標分）	平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（未受給）を都が清算金にて支払うこととなった。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	D	都事業廃止により、今後は随時事務処理対応

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	原爆被爆者援護事業費(18-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金(1万円)を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。(現在活動休止中)				
対象者等	(見舞金) 原爆被爆者健康手帳所持者(基準日8月1日) (団体補助金) 区が認めた原爆被爆者団体 (H8年より活動休止中)				
内容	(見舞金) 実施時期 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 (実施案内を 区報7月21号に掲載) 申請方法 昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 (団体運営補助金) 原爆被爆者団体(荒友会)は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。(平成7年度まで、年50,000円を交付していた。)				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	404	404	404	404	404	404	404	
決算額(19年度は見込み)	404	404	404	404	394	384	404	
人件費					172	171		
【事務分担量】(%)					2	2		
合計(+)	404	404	404	404	566	555	404	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	404	404	404	404	566	555	404	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
	見舞金支給者	40	40	40	40	39	38	40

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品	4	消耗品	4	消耗品	4
	扶助費	見舞金	390	見舞金	380	見舞金	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	対象者数	40	39	38	40	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 5 区）港・新宿・墨田・江東・足立 未回答 1 区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	配食サービス事業費（18-60-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない				
内容	【回数】 週あたり1～5回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し福祉高齢者課より連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大：65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯を対象外としていたが、対象として認定。 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 自己負担：所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担：自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする。事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる。 回数増：週3回限度 週5回限度				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の、地域社会での自立生活を支える。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【委託業務名】 配食サービス業務委託（福祉高齢者課に併せて契約） 【委託業務先】 (有)北畔、飯処しむら、(株)NRE大増、(株)エックスサイン、タイハイ(株)、(株)愛和、(株)祝一 【実施】 福祉高齢者課に予算配付替をし、事業実施				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		500	657	569	397	367	422	361
決算額（19年度は見込み）		446	478	530	397	343	397	361
人件費						86	85	
【事務分担量】（%）						1	1	
合計（+）		446	478	530	397	429	482	361
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		446	478	530	397	429	482	361
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象者数	10	12	13	13	12	16	13
	食数	776	909	1,008	1,108	979	1,134	1,029

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	業者委託（単価契約）	397	業者委託（単価契約）	397	業者委託（単価契約）	365

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	対象者数	13人	12人	16人	13人	-	-
	食数	1108食	979食	1134食	1029食	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・実績が少ない ・障がい者のニーズや実態を踏まえ、事業の実施方法を検討
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 9 区 未実施 13 区）</p> <p>実施：千代田、港、世田谷、中野、太田、渋谷、豊島、板橋、葛飾</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	居宅介護（家事援助）事業ニーズとのすり合わせを行い、事業拡大を図る。	居宅介護事業の適正化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議会（要質問旨）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
-----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	更生医療費助成事業費（18-64-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障害でのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・人工透析 ・抗HIV療法 等 <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・入院の場合の食事療養費 ・移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（レセプト件数見積もり816件）</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,915	2,800	7,494	13,746	21,439	22,230	508,064	
決算額（19年度は見込み）	2,713	2,799	7,494	10,021	20,657	19,524	508,064	
人件費					431	854		
【事務分担当量】（%）					5	10		
合計（+）	2,713	2,799	7,494	10,021	21,088	20,378	508,064	
国（特定財源）	1,335	1,253	3,438	5,010	10,328	10,191	254,031	
都（特定財源）						2,135	127,015	
その他（特定財源）								
一般財源	1,378	1,546	4,056	5,011	10,760	8,052	127,018	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	件数 入院	26	22	32	23	25	28	38
	件数 通院	17	40	102	148	199	193	1,089

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
20扶助費	入院分		11,645	入院分	2,134	入院分	8,475
	通院分		9,012	通院分	17,390	通院分	499,589

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	入院件数	23	25	28	38	-	更生医療受給人月（入院分）
	通院件数	148	199	198	1,089	-	更生医療受給人月（通院分）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	必要に応じ、事業規模の拡大に対応する

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--